

■二輪車等

車種区分		税額
原動機付自転車	50cc 以下（二輪および三輪以上の特定小型原動機付自転車を含む）	2,000円
	125cc以下かつ最高出力4kw以下（新基準原付）	
	50cc 超 ～ 90cc 以下 ※新基準原付を除く	
	90cc 超 ～ 125cc 以下 ※新基準原付を除く	2,400円
	ミニカー	3,700円
小型特殊自動車	農耕作業用	2,000円
	その他	5,900円
雪上車		3,600円
軽二輪車（125cc 超 ～ 250cc 以下）		3,600円
小型二輪車（250cc 超）		6,000円

■三輪および四輪以上の軽自動車

車種区分			平成27年3月31日以前に新車登録を受けたもの	平成27年4月1日以降に新車登録を受けたもの	新車登録から13年を経過したもの（重課）
三輪で660cc 以下のもの			3,100円	3,900円	4,600円
四輪以上のもの （660cc 以下のもの）	乗用	営業用	5,500円	6,900円	8,200円
		自家用	7,200円	10,800円	12,900円
	貨物	営業用	3,000円	3,800円	4,500円
		自家用	4,000円	5,000円	6,000円

※電気・天然ガス・メタノール・混合メタノール・ガソリン電気併用の軽自動車および被けん引車は、重課の対象外です。

＜グリーン化特例(軽課)＞令和7年度適用

令和5年4月1日から令和8年3月31日(※3は令和5年4月1日から令和7年3月31日)までに新車登録をした車両で、排出ガス性能および燃費性能の優れた環境負荷の小さいものに該当する場合は、新規取得した翌年度分に限り、下記の税額となります。

車種区分			電気軽自動車・ 天然ガス軽自動車 等(※1)	ガソリン車・ ハイブリッド車 (※2)	ガソリン車・ ハイブリッド車 (※3)	標準税額 (参考)
三輪	乗用	営業用	1,000円	2,000円	3,000円	3,900円
	その他		1,000円			3,900円
四輪以上	乗用	営業用	1,800円	3,500円	5,200円	6,900円
		自家用	2,700円			10,800円
	貨物用	営業用	1,000円			3,800円
		自家用	1,300円			5,000円

※1 天然ガス軽自動車は、平成30年排出ガス規制に適合するもの又は平成21年排出ガス規制に適合し、かつ、平成21年排出ガス基準値より10%以上窒素酸化物の排出量が少ないもの

※2 平成30年排出ガス規制に適合し、かつ、平成30年排出ガス基準値より50%以上窒素酸化物等の排出量が少ない軽自動車又は平成17年排出ガス規制に適合し、かつ、平成17年排出ガス基準値より75%以上窒素酸化物等の排出量が少ない軽自動車のうち、令和12年度燃費基準に対する達成の程度が90%以上であり、かつ、令和2年度燃費基準を達成しているもの

※3 平成30年排出ガス規制に適合し、かつ、平成30年排出ガス基準値より50%以上窒素酸化物等の排出量が少ない軽自動車又は平成17年排出ガス規制に適合し、かつ、平成17年排出ガス基準値より75%以上窒素酸化物等の排出量が少ない軽自動車のうち、令和12年度燃費基準に対する達成の程度が70%以上であり、かつ、令和2年度燃費基準を達成しているもの
(適用期間:令和5年4月1日～令和7年3月31日)

＜各燃費基準の達成状況は、自動車検査証の備考欄に記載されています。＞